

改 正 後	改 正 前
<p>情報照会手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）</p> <p>（省略）</p> <p>（趣旨） （省略）</p> <p>別添</p> <p style="text-align: center;">凡例</p> <p>この事務運営指針において使用している略称及び略語の意義は、次のとおりである。</p> <p>事業者等への協力要請…………… 国税通則法第 74 条の 12 第 1 項に規定する要請 特定事業者等への報告の求め… 国税通則法第 74 条の 7 の 2 第 1 項に規定する報告の求め 特定取引…………… 国税通則法第 74 条の 7 の 2 第 3 項第 2 号に規定する取引 特定事業者等…………… 特定取引の相手方となり、又は特定取引の場を提供する事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署 事業者等…………… 事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署 個人情報保護法…………… 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p style="text-align: center;">目次（省略）</p> <p>第 1 ～ 2 章（省略）</p> <p>第 3 章 特定事業者への報告の求め</p> <p>1 基本的な事務手続 （省略） (1)～(2) （省略） (3) 照会できる情報 特定事業者等に照会できる情報は、①対象者の氏名（又は名称）、②住所（又は居所）及び③番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項（定義）に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号）となる。 なお、いずれも特定事業者等が保有している情報に限られることに留意する。</p> <p>2 ～ 3 （省略）</p>	<p>情報照会手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）</p> <p>（同左）</p> <p>（趣旨） （同左）</p> <p>別添</p> <p style="text-align: center;">凡例</p> <p>この事務運営指針において使用している略称及び略語の意義は、次のとおりである。</p> <p>事業者等への協力要請…………… 国税通則法第 74 条の 12 第 1 項に規定する要請 特定事業者等への報告の求め… 国税通則法第 74 条の 7 の 2 第 1 項に規定する報告の求め 特定取引…………… 国税通則法第 74 条の 7 の 2 第 3 項第 2 号に規定する取引 特定事業者等…………… 特定取引の相手方となり、又は特定取引の場を提供する事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署 事業者等…………… 事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署 個人情報保護法…………… 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） <u>行政機関個人情報保護法…………… 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）</u></p> <p style="text-align: center;">目次（同左）</p> <p>第 1 ～ 2 章（同左）</p> <p>第 3 章 特定事業者への報告の求め</p> <p>1 基本的な事務手続 （同左） (1)～(2) （同左） (3) 照会できる情報 特定事業者等に照会できる情報は、①対象者の氏名（又は名称）、②住所（又は居所）及び③番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項（定義）に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号）となる。 なお、いずれも特定事業者等が保有している情報に限られることに留意する。</p> <p>2 ～ 3 （同左）</p>